

米では、コロンビアなど5カ国による共同企業設立計画が進められている。

第3には、ジェット化による運送形態の変化である。幹線航空路は、ほとんどジェット化されたが、ジェット機運航には高価な機材（DC-8 は約25億円）のほか、滑走路、設備の改善に多額の経費を要し、ジェット機の進歩はさらに経費を増大する。この経費の増加は、すべての企業が長距離路線の運航に参加することを困難にする。また、ジェット機の進歩につれ、幹線上の着陸地点間の距離は増し、着陸地点が減少する。こうした変化は、幹線業務と地域的業務の間の分業を発展させる可能性がある。

企業間の提携とジェット化による航空運送形態の変化は、将来の航空運送問題処理に有力な手がかりとなりうるであろう。

シカゴ会議は、「空の自由」の確立を企てて不成功に終わったが、今日の課題は「空の自由」によって出現した競争の抑制である。多数国間の合意に期待されるのは、2国間協定の節約（シカゴ会議後1959年9月までの2国間協定数は修正を含めて約650）ではなく、多数の協定によって混乱し、悪化している秩序の再建である。

米英は、シカゴ会議を契機として自国政策の検討、推進に努力を払った。米国が航空協定を行政取極として締結するための措置をとり、また、国務、商務、陸海軍各省の次官補、民間航空局長などで構成する航空調整委員会（Air Coordinating Committee）を設立したのはその一例である。また、英国のシカゴ会議における制限主義の主張を同国の劣勢な競争力のせいであったとみる者もあるが、自由競争の危険を予知し、防止に努めた政策は立派であったとみたい。

シカゴ会議を必要とした当時の情勢に劣らず、現在は第2のシカゴ会議を必要としている。実現されなかった＜航空運送事業が健全かつ経済的に運営され＞というシカゴ条約前文の願望は、いつか果たさなければならないわれわれの目標である。

（筆者は条約局国際協定課勤務）

参考文献

- Warner, Edward, *The Early History of Air Transportation*.
 Zandt, Van, *European Air Transport on the Eve of War-1939*.
 International Civil Aviation Conference, *Proceedings of*: 2 Vols.
 Cribbet, Sir George, *Some International Aspects of Air Transport*.
 Stoffel, Albert, *The Journal of Air Law and Commerce*, Vol. 26 No. 2.
 Jones, Harold, *The Journal of Air Law and Commerce*, Vol. 27 No. 3.
 IATA, *The First Three Decades*.
 池田文雄「国際航空法概論」

竹島領有をめぐる日韓両国の歴史上の見解

森 田 芳 夫

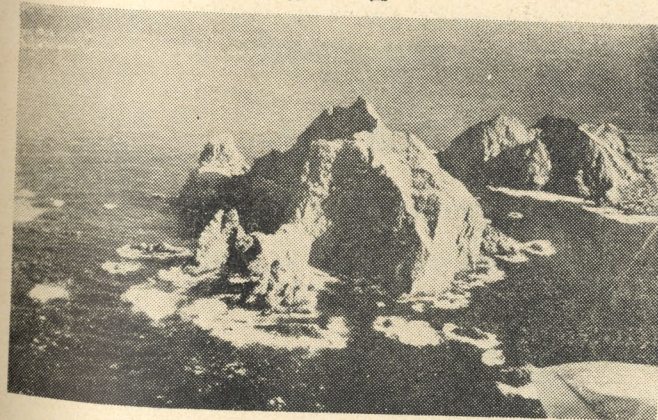
- I・はじめに II・日韓口上書の応酬 III・島名の混乱について IV
 ・日本側の見解 V・韓国側の見解 VI・日本側の見解に対する韓国側
 の反論 VII・韓国側の見解に対する日本側の反論 参考文献

I・はじめに

竹島は、島根県隠岐郡五箇村に属し、隠岐島の西北約86カイリ、韓国の鬱陵島の東南約50カイリに位置し、北緯37度9分30秒、東経131度55分の地点にある。東島と西島と名づける2島の周囲に数十の岩礁がある。これら2島およびおもな岩礁をあわせた総面積は69,990坪と報告されており（島根県実測図による）、東京の日比谷公園（61,105坪）より若干広い。海風がいつも吹きすさんでいて、南面に雑草がはえているほかは、樹も育たない裸岩である。まわりは断崖絶壁で、奇観の洞窟が多く、アシカの群が寄生している。

この竹島の領有をめぐる日韓間の紛争は、昭和27年1月18日、李承晩大統領（当時）が朝鮮半島周辺の広範な公海上にいわゆる「李承晩ライン」を設定したさい、同ラインの中に竹島を含めたことに始まった。これに対し、日本政府は、同年1月28日、文書により、竹島に対する韓国の領有権を認めない旨の厳重な抗議を行ない、それ以来、抗議を重ねてきたが、韓国側もそのつど反論し、昭和29年ごろからその官憲が同島に常駐している模様である。

竹 島

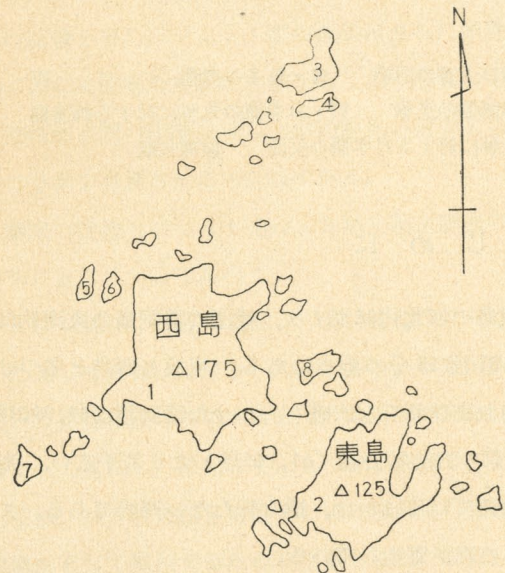


日本側は、この問題の解決はあくまでも平和的手段によるべきであるとの観点から、昭和29年9月、竹島問題の国際司法裁判所付託を韓国に提議したが、韓国側が同年10月にこれを拒否してきたため、事態は、いまだに解決されていない。

日本側の竹島領有主張の根拠は、歴史上および国際法上疑いのないものであり、この点、韓国側に対し、くりかえし、申し入れてきたところであるが、韓国側も容易に日本側の説を受け入れないのみならず、韓国側

の領有主張も、歴史上、国際法上、十分な根拠があると反論してきており、また、韓国側知識人一般の間でも、韓国側の主張が正しいと考えているものがあるようである。したがって、日

竹島（島根県実測図）



1. 50,400坪	5. 198坪	他19カ所 570坪
2. 16,200坪	6. 198坪	総計 69,990坪
3. 1,800坪	7. 224坪	
4. 200坪	8. 200坪	

なお、竹島は、明治38年2月の島根県告示により、正式に島根県に編入されたが、この事項をふくむ竹島領有に関する国際法上の双方の主張およびそれ以後の事項、文献記事についての見解は、本稿の範囲外である。

本稿掲載の写真は、田川孝三氏の提供によるものである。また、本稿の引用文献の記事中に（ ）を付したところは筆者の注記であり、朝鮮の古文獻の引用記事の原文は漢文である。

II・日韓口上書の応酬

竹島領有をめぐる日韓口上書の応酬は、昭和27年以来今日まで、日本側から24回、韓国側から18回、両者をあわせて42回あり、日本側から発した口上書を、その内容別・年別にみると、次ページのA表のとおりである。

この表により、竹島の領有をめぐる日韓間の紛争の問題点が明らかになるが、これらの日本側の口上書に対しては、いずれも韓国側から反論の口上書を送付してきている。

以上のうちで、竹島領有の根拠を理論的に詳述した見解を、日本側が最初に送付したのは昭和28年7月であるが、韓国側からその反論があり、日本側もその韓国側見解に反論し、その応

本側の領有に関する歴史上、国際法上の主張の客観的根拠を、日本国民一般が十分に認識すると同時に、韓国民一般もこれについて正しい理解をもつことが、この問題の解決に役だつものと考えられる。

以下は、竹島領有をめぐる歴史上の問題点についての日韓双方の見解を、両国政府間で往復された口上書および後記参考文献にもとづいて、まとめたものであるが、とくに竹島問題に深い研究をされた川上健三氏と田川孝三氏の研究成果をⅢ、Ⅳ、Ⅶの各節に多く引用した。本稿が、うゑに述べた意味において、竹島問題の理解と解決に多少とも資することになれば、幸いである。

酬は、B表のとおり3回行なわれた。

A表 竹島問題について日本から韓国に送った口上書 (昭和27年1月～35年12月)

内容のおもな事項	年									
	総数	27	28	29	30	31	32	33	34	35
総数	24	2	5	9	2	1	2	1	1	1
日本領有の根拠を詳述した見解	3	—	1	1	—	1	—	—	—	—
国際司法裁判所へ付託することの提議	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
竹島切手発行への抗議	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
灯台設置通報への抗議	2	—	—	1	1	—	—	—	—	—
「領海侵犯」・「不法漁撈」・「施設存在」・「官憲常駐」・「銃砲撃を加えられたこと」への抗議	15	—	4	5	1	—	2	1	1	1
その他韓国領有権否認	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—

その応酬は、最初は2カ月をへて行なわれていたが、漸次間があき、第3回目の日本側の見解に対する韓国側の見解は、2年3カ月ぶりに送付されている。

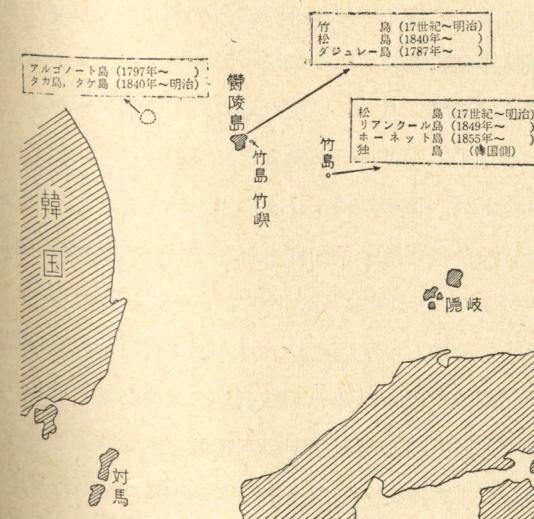
その見解の内容についてみると、第2回

目で相互に詳細な資料と考証をあげつくしている観があり、第3回目は、その補充の見解および部分的問題についての応酬というべきものであった。日本側が最初の見解を送ってからすでに8年近くになっており、竹島領有論争は長期化している。

B表 竹島領有の見解を詳述した口上書の送付年月

	日本側	韓国側
第1回	28年7月13日	28年9月9日
第2回	29年2月10日	29年9月25日
第3回	31年9月20日	34年1月7日

島名の混乱



III・島名の混乱について

竹島の問題を考えると、竹島に別名があり、また竹島の付近に「竹島」と命名されたものがあるために、資料を誤って解釈する機会が多い。韓国側の見解の中でも、日本側で鬱陵島と竹島の地名の混乱しているのは、明確な知識をもち得なかったことの証明とみられると述べているところがある。また、日本人の中に、竹島を朝鮮領としている文献や竹島を鬱陵島の付属島としている地図をみて、不思議がるものもいるので、本論にはいるに先だち、その点を記しておこう。竹

島には、つぎの5呼称がある。

- (1) 「竹島」 明治38年(1905年)2月22日に日本政府が命名したもの。
- (2) 「松島」 17世紀以来、明治に至るまで日本人が使っていた呼称。
- (3) 「リアンクール島」 Liancourt rocks. 1849年に、フランス船リアンクール号により発見、実測されたことから命名された。明治年代に、隠岐の島民が、竹島を「リヤンコ島」と呼んだのは、この呼称からきていると思われる。
- (4) 「ホーネット島」 Hornet rocks. 1855年に、イギリス船ホーネット号により実測されたことから命名された。
- (5) 「独島」 韓国側の呼称。

また、「竹島」の名をもつ島については、

- (1) 島根県隠岐郡五箇村に属し、現在、日韓で領有を争っている島。
- (2) 17世紀以来、明治に至るまで、日本人が鬱陵島に対して使っていた呼称。
- (3) 鬱陵島の東方1カイリにあり、「竹嶼」(チクシヨ)、Boussole rocks と呼ばれる小島。昭和8年刊行の水路部「朝鮮沿岸水路誌」に竹島(竹嶼)とあり、大韓地理学会会長李鳳秀監修、辞書出版社刊行の「大韓民国地図」(35万分の1)にも「竹島」と記している。
- (4) 上の3島のほかに、江戸時代末期から明治時代の初めに作られた地図に日本海の朝鮮側にちかく、実在しない「竹島」を記したものがある。

これは、つぎのような経緯に由来する。すなわち1787年5月に、鬱陵島を実測したフランスのガロウ・ド・ラ・ペルウズ大佐が、その同乗者ダジュレー教授の名をとって鬱陵島に「ダジュレー島」と命名した。その後、1797年9月に、イギリスのウィリアム・ロバート・ブロートン中佐が鬱陵島を測量して、これに「アルゴノート島」と命名した。この両人が実測した鬱陵島の経緯度が違っていたために、その後ヨーロッパの地図に、「鬱陵島」を「ダジュレー島」「アルゴノート島」と二つの島にして記すに至った。フィリップ・フォン・シーボルトが、1840年に「日本図」を作るときに、当時の日本地図に、鬱陵島を「竹島」とし、今の竹島を「松島」としていたことから、朝鮮に近いアルゴノート島を「タカシマ」とし、日本に近いダジュレー島を「マツシマ」として記入した。このために、その後の欧米人の地図には、日本海上に日本に近い順から「ホーネット島」、「ダジュレー島」、「アルゴノート島」と、3島が書れたものがあらわれた。その後、「アルゴノート島」の緯度の測定が不正確であったことがわかり、鬱陵島を「ダジュレー島」にして「アルゴノート島」の名が消えていったが、そのさいに、「竹島」の名も消えて、鬱陵島が「松島」に変わったのである。この「ア

ルゴノート島」という実在しない島が欧米の地図に書かれた時期に、「アルゴノート島」を「タカシマ」として地図上に記した。たとえば、スタンフォードの「日本図」(1879年)版には「タカシマ」、「マツシマ」、「リアンクール・ロックス」と記している。また、橋本玉蘭「大日本四神全図」(明治3年・1870年)にいたっては、「リュンコラルトロック」、「松シマ」、「鬱陵島」(鬱陵島の文字を誤ったものと思われる)のほかに、朝鮮の江原道高城の沖の方に「竹シマ」をえがいている。

以上のような島名の混乱があったが、日本側は、竹島に対して明治以前には「松島」と呼び、一貫した明確な認識をもっていた。ただ、欧米の地図が鬱陵島を「松島」としたことから、明治初年に若干の混乱がみられた。しかし、当時においても、日本外務省の竹島についての認識およびそれを日本領土とする見解がはっきりしていたことは、後述のとおりである。

IV・日本側の見解

わが国は、領有の見解を述べるにあたって、「竹島領有の正当性を決定するためのもっとも基本的な問題は、日韓両国のいずれかが、竹島について早くから正確な知識をもち、それをその領土の一部と考え、また実際にこれを経営してきたか、ことにそのいずれの政府が、竹島について国際法上必要とされる領土取得の要件を満たしてきているかの点を明らかにするにある」との前提をたて、問題を「歴史的根拠」と「国際法の見解」に大別して、その主張を述べた。韓国側もまた、「歴史的根拠」と「国際法の見解」の分野から、その主張を述べている。つぎに、その「歴史的根拠」の見解の要点を述べよう。

わが国が、歴史上からみてその領有を主張する理由は、江戸時代の初期に、伯耆藩(鳥取)の大谷・村川両家が竹島を幕府から拝領し、経営をしていた歴史的事実にもとづいているものである。

この竹島経営の開始は、当時の日本の鬱陵島経営と関連があった。鬱陵島は、6世紀初め以来、新羅に服属し、以来、朝鮮側の領土になっていた。しかし、鬱陵島と朝鮮本土との間の船がしばしば遭難し、また朝鮮本土から賦税をのがれて、鬱陵島に潜入するものが多くなったので、李朝の世宗20年(1438年)に、在島民をとらえて朝鮮本土に連れ帰り、以後、鬱陵島を放棄することに決した。それ以来、明治17年(1884年)まで約450年間、李朝は空島政策をとっていた。

一方、日本側では鬱陵島は古くから「うるまの島」として記録にのせられ、15世紀の初めから往来するものがあり、16世紀後半に「磯竹島」あるいは「竹島」の名で知られていた。元和4年(1618年)に、米子の町人大谷甚吉、村川市兵衛らは江戸幕府から鬱陵島に渡航することの許可をうけ、その後、毎年鬱陵島におもむいて漁業をし、そこで得たアワビを幕府に献上し

ていた。こうして、その後、約80年間、日本人による鬱陵島の経営がつづけられた。

この鬱陵島経営時代に、日本人漁業者たちは隠岐をへて鬱陵島におもむく途中の寄港地として、また漁業地として、竹島を利用していた。これについては、延宝9年(1681年)5月に、大谷九右衛門勝信(大谷甚吉の3代目にあたる)が、幕府の質問に応じて差し出した書類の写しに、つぎのように記されている(当時、前述のように鬱陵島を「竹島」といい、今の竹島を「松島」とっていた)。

「竹島(鬱陵島)への道筋、二十町ばかり廻り申し候小島ござ候。草木ござなく、岩島にてござ候。二十五年以前、阿部四郎五郎様のお取持をもって拝領し、船にて渡り仕り候。この小島にても、海鹿魚油少しずつ所務仕り候。右の小島へ隠岐の国の島後福浦より海上六十里余もござ候」

また、日本人が鬱陵島や竹島に渡航していた時代、寛文7年(1667年)に、出雲藩士斉藤某が、隠岐の漁夫の実見談を採録して編纂した「隠州視聴合記」巻1には、

「隠岐嶋から戌亥の間(西北の方角)、行くこと二日一夜にして松島(竹島)あり、また一日程で竹島(鬱陵島)あり」

とある。元禄8年(1695年)に伯耆藩から幕府あてに提出した記録に、竹島においてアワビを採取していたことを記している。

そのころ、鬱陵島の所屬をめぐる、江戸幕府は朝鮮政府との間に問題をおこしていたが、元禄9年(1696年)正月に、鬱陵島の経営を放棄することを決し、この旨をさきに渡航を許可した大谷・村川両家に伝えとともに、朝鮮政府にも伝えた。しかし、竹島は日本領土と考えていて、その渡航を禁じてはいなかった。なお鬱陵島放棄以後のものに、つぎの記述がある。

宝暦年間(1751~63年)に、北園通莽の編した「竹島図説」には、

「隠岐の国松島(竹島)の西島より海上道のりおよそ四十里ばかり北方に一島あり、名づけて竹島(鬱陵島)という。……」

と、とくに「隠岐の国松島」と書いている。享和元年(1801年)に、大社の矢田高当の書いた「長生竹島記」は、元禄年中に、隠岐から鬱陵島におもむいていた竹島丸の船頭からの伝聞をまとめたものであるが、それには、島は

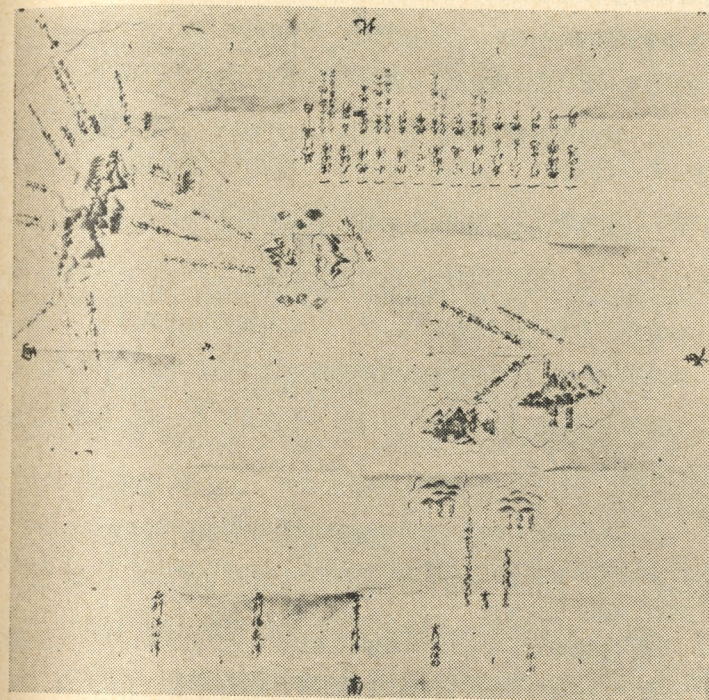
「山なり嶮岨なりという。土地の里数は五里、三里にあらんという。……風景他にあらず。さりながらいかなる故か炎天の刻には、用水不自由なるとかや。竹島(鬱陵島)への渡海のみぎり、竹島丸行き通いには、かならずこの島へ津がかり(寄港)をなしたるという。当時も千石あまりの廻船、蝦夷(北海道)の松前行に、はからず大風に吹き出されしときは、これぞ聞き伝う松島(竹島)かなと遠見す。本朝西海の果てなり」

と記し、文政6年(1823年)に大西教保の著わした「隠岐古記集」には、

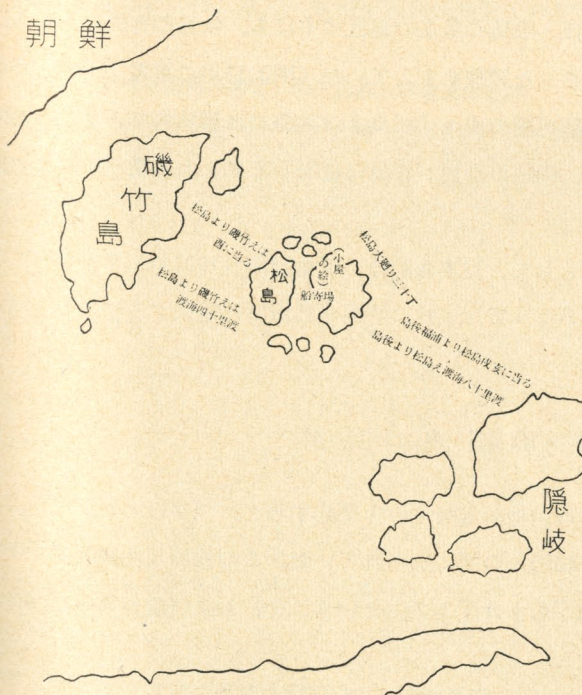
「隠岐島の……亥(西北北)の方四十余里にして松島(竹島)あり、まわり一里程にして生木なき岩島という」「秋晴天北風の日に、大満寺山の頂上より望みみれば、松島(竹島)ははるかに見えん」

と記している。また、今に残る地図についてみると、享保9年(1724年)に幕府の命令で、伯

伯耆藩調進の「松島・竹島の図」



(上掲地図中、松島についての記述のみを摘記したもの)



耆藩が調進した「松島・竹島の図」の写しには、松島(竹島)には、せまい水道をへだてて東西に相対する2島と、これをとりまく数個の岩礁をえがき、また東島の水道側の浜に小屋をえがいていて、当時の日本人が竹島の地図を熟知していたことを示している。また、長久保赤水「日本輿地路程全図」(安永4年・1775年)、近藤守重「辺要分界図考」所収の「今所考定分界之図」(文化元年・1804年)をはじめ、江戸時代の中期以降の多くの日本地図に、隠岐と朝鮮の間に2島をえがき、隠岐に近い方を「松島」、朝鮮に近い方を「竹島」としている。

幕府が鬱陵島への渡航を禁止していたのにもかかわらず、天保7年(1836年)に、浜田の回船問屋の会津屋八右衛門が、竹島(鬱陵島)に渡航した(実際は南洋に渡航して密貿易をした)ことが露見して死刑に処せられ

た事件があった。当時、「竹島事件」と呼ばれたが、この事件の判決文（天保七申年「無宿狩込一件」）中に、浜田藩家老の家来橋本三兵衛が八右衛門に

「もより松島（竹島）へ渡海の名目をもって竹島（鬱陵島）へ渡り……」

といったと記されている。これは、鬱陵島渡航禁止後も、竹島への渡航は、なんら問題にならなかったことを意味している。

前述のように、シーボルトの「日本図」以来、欧米の地図に鬱陵島が誤って「松島」として記され、それが日本にも伝えられた。明治初年に長崎からウラジオストックへ向かう途中、鬱陵島を望見した武藤平学、戸田敬義、斉藤七郎兵衛らが、それを日本領松島と誤認して、明治9年、10年、11年（1876年～1878年）に相ついで松島開拓願を政府に提出した。これを受けた外務省では、「松島」について諸種の文献をもとに研究を行なった。そのさいに、外務省記録局長渡辺洪基は、開拓願の出た松島について、

「その松島『デラセ』島（ダジュレー島）なるものは、本来の竹島すなわち鬱陵島にして」

「わが松島（竹島）なるものは、洋名『ホルネットロックス』なるがごとし……このホルネットロックスのわが国にぞくするのは、各国の地図みな然り」

「旧幕府、無事を好むより……竹島（鬱陵島）をもって……朝鮮に譲与せりといえども、……松島（竹島）は、竹島（鬱陵島）よりわが近き方にあれば、日本に属し、朝鮮また異論ある能わず」

と述べている。（北沢正誠編「竹島考証」）

明治初年の日本外務省の首脳部は、松島の島名の混乱の中にも、今日の竹島にあたる「松島」は、日本領土であるというはっきりした認識をもっていた（明治13年に軍艦「天城」が朝鮮への廻航の途に測量した結果、前記開拓願の出た「松島」は実際には鬱陵島であることを明らかにした）。明治にはいつてからは、隠岐の島民が竹島に往来してアシカ漁業やアワビの採取を行っていた。

以上のような歴史的根拠を背景として、日本政府は、明治38年（1905年）1月28日の閣議決定および同年2月22日の島根県告示をへて、正式に竹島を島根県に編入する措置をとったのである。

V・韓国側の見解

韓国側が竹島の領有を主張する理由のおもなものを要約すると、つぎのとおりである。

（1）竹島は「独島」の呼称で韓国人の間に知られていた。この独島（朝鮮語音「トクト」）の呼称は、朝鮮語で「石」または「岩」を「トク」ということ、および離れ島の意味から「独」とつけている。

（2）李朝時代に国家で編纂した地誌にある「于山島」および「三峯島」が「竹島」である。

「世宗実録地理志」（1454年刊）江原道蔚珍県の条に、

「于山・武陵二島、県の正東の海中にあり」として、その注に、

「二島相去ること遠からず、風日清明ならば、すなわち望見すべし。新羅の時、于山国と称す。一にいう鬱陵島と」

とあり、「高麗史」（1452年刊）巻58、地理志、江原道蔚珍県「鬱陵島」の注に、

「一にいう、于山・武陵はもと二島なり。相距ること遠からず。風日清明ならば、すなわち望見すべしと」

とあり、「新增東国輿地勝覧」（1531年刊）巻45、江原道蔚珍県の条の「于山島・鬱陵島」の注に、

「一に武陵といい、一に羽陵ともいう。二島は県の正東海中にあり」

とある。以上の記述によれば、「于山島」は蔚珍県の東方の海上にある鬱陵島とは別の島で、この両島は距っており、また「世宗実録地理志」には、「たがいに望見できる」とあるので、この「于山島」は竹島であると断定できる。

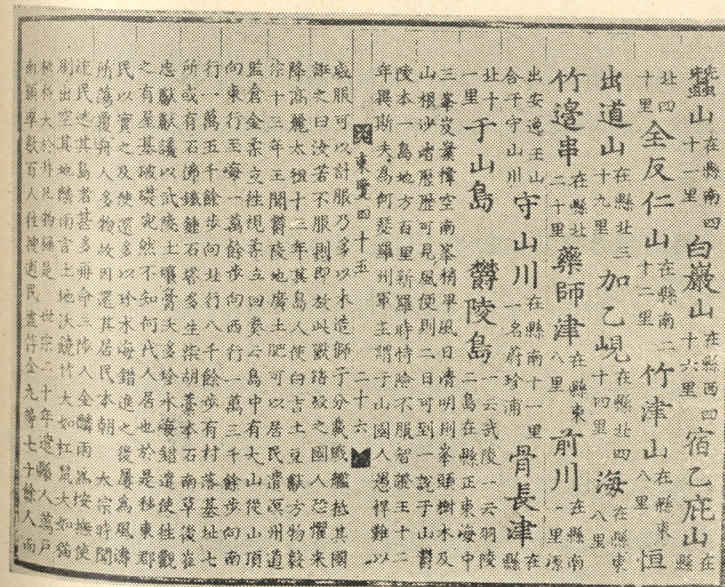
さらに「増補文献備考」（1908年刊）巻31「輿地考」の「于山島・鬱陵島」の記事の注に、

「輿地志にいう。鬱陵・于山みな于山国の地、于山はすなわち倭のいわゆる松島なり」

とある記事にもとづいて、古く新羅時代の鬱陵島（「于山国」）帰属のときから、竹島は鬱陵島付属島嶼であって、于山国にふくまれているという解釈をとっている。

「三峯島」については、前記「新增東国輿地勝覧」の記事に、

「新增東国輿地勝覧」の于山島・鬱陵島の記述



「成宗二年、別に三峯島ありと告ぐるものあり。すなわち朴宗元を遣わし、往いてこれをもとめしむ。風濤により泊ることを得ずして帰る」

とあり、「成宗実録」巻72、成宗7年（1476年）10月の条に、金自周が三峯島を望見した記事に、

「島の北に三石が列立し、つぎに小島、つぎに岩石が列立し、つぎに中島、中島の西また小島あり、みな海水通流す」

とあるところから、この三峯島が地形上、竹島に該当する。

(3) 「肅宗実録」巻30, 肅宗22年(1696年)9月の条および「増補文献備考」巻31, 「輿地考」につぎのように記している。

「東萊の漁民安竜福が、朝鮮政府の備辺司(当時、軍政の主要なことを議した役所)で供述した中に、安竜福が鬱陵島に行ったところ、日本人がいたので、『ここはわが領土である』と行った。ところが、その日本人は、『自分は松島(竹島)に住んでいて、この島に漁業に来た』といったので、安竜福は『松島はすなわち子山島である。その島もまたわが領土である』といい、松島にまで行って、そこにいる日本人を退去させた。安竜福は、鬱陵島と松島の日本人を退去させたのち、隠岐を経由して伯耆藩に行って交渉をした。その結果、日本側は韓国の両島の領有権を確認して、日本人を同区域に立ち入らせないようにした。」

朝鮮政府は、鬱陵島に空島政策をとっていたが、それは領土に対する行政権の放棄を意味するのではなく、3年おきに巡検していて、侵犯の有無を調査していたのである。

以上の歴史的事実にもとづいて、竹島は昔から韓国領である。

VI・日本側の見解に対する韓国側の反論

日本側が、歴史上、竹島を領有していたことについて、証拠となる文献をあげたのに対し、韓国側は、「これらの記録文献は、日本の鬱陵島侵略時代に書かれたものであるから、証拠としては無効である」また「日本が韓国沿海各地を侵略していたので、その侵略地区の地理を熟知していたとしても、また竹島を利用していたとしても、それは韓国沿岸各地の領有権を主張することにならない」と述べている。

この韓国の主張は、昔から竹島が朝鮮領であるという前提が認められる場合にのみいいうることであるが、日本側としては、その前提をつぎに述べるとおり、認めることができないので、その主張は肯定できない。

VII・韓国側の見解に対する日本側の反論

(1) 「独島」の呼称については、韓国の古文獻や古地図に、その事例を見いだすことができない。

(2) 「于山島」を竹島としていることについては、

イ 「新增東国輿地勝覧」の注に「一説に于山・鬱陵もと一島」ともあって、「于山島」と鬱陵島を同一の島とする説をあげている。

ロ 「新增東国輿地勝覧」の巻頭にある「八道総図」および巻44「江原道」の地図をみると、「于山島」が鬱陵島とはほぼ同じ大きさで、鬱陵島と朝鮮本土の中間に書かれている。

「于山島」が竹島ならば、鬱陵島の東側でなければならない。

ハ 「太宗実録」巻33の太宗17年(1417年)2月の条には、

「接撫使金麟雨、于山島より還り、土産に大竹、水牛皮(アシカの皮)、生苧(麻の一種)、綿子(真綿)、検撲木などのものを献じ、かつ居人三名を率い来る。その島の戸およそ十五口、男女あわせて八十六」

とある。一小岩島である竹島は、人の常住に適しないし、海産物以外の生産はなく、この記事に該当しない。

ニ 「太宗実録」、「世宗実録」に出てくる他の記事にも、于山島と鬱陵島に関する知識の混乱が多くみられる。

以上の点からみると、李朝の官撰地理志の「于山島」の記事は、その実地の見聞を基礎にした明確な知識がないままに記しているので、「于山島」が鬱陵島と別の島であるとするには、多くの疑点がある。また「于山島」が鬱陵島と別の島であるとしても、それが今日の竹島に該当することを証明する記述がないので「于山島」が竹島であるとは断定できない。

「三峯島」については、「成宗実録」に、

「人民、差役を逃避し、三峯島に往く。その数無慮千余」(10年8月)
「三峯島の傍に小島あり……二戸その中に逃る」(10年8月)
「鬱陵島に至る。島上、三峯、天に接す。中に数十戸あり」(19年11月)

などと記され、人民の多く住んでおること、また傍らに人の住める小島のあること(「竹嶼」をこれにあてうる)から、「三峯島」は鬱陵島であると断定できる。李朝末の学者であり、政治家であった鄭元容(1783~1873年)は、その著「文献撮録」の中に、

「鬱陵島……三峯あるをもつての故に『三峯島』という。于山・羽陵……みな音の訛りなり」

と記している。

(3) 安竜福の供述についてみると、「肅宗実録」、「増補文献備考」の記事は、安竜福が帰国後、不法出国者として、備辺司の取調べをうけたさいの個人的な供述である。安竜福は、伯耆の国に向かうにあたって、朝鮮政府からなんの委任もうけていないのかかわらず、「鬱陵子山両島監税将」(肅宗実録)、または「鬱陵監税官」(増補文献備考)と称したとある。朝鮮政府にはこういう官名はなく、その言動は個人的なものであって、公的性格はまったくみられない。しかも、その供述内容を、日本側に残されている詳細な安竜福渡来記録と比較対照してみると、虚偽が多い。また、幕府が鬱陵島への渡航禁止を通達したのは、元禄9年1月28日であり、安竜福は、それから6カ月たって日本に来たのである。したがって、それは、安竜福が

日本に来て交渉したことが原因ではない。(注)

その後、朝鮮側の巡検におもむいたものの報告は、いずれも、鬱陵島だけについてであって、竹島らしいことに言及しているものはない。

以上のように、竹島領有の歴史的問題点についての韓国側の見解は、日本側としていずれも納得できないものであり、したがって竹島に対する韓国側の主張は、認めることは困難である。

参 考 文 献

竹島問題について論述したものに、最近の日韓間の領有論争に関連して、つぎの文献がある。

(1) 外務省条約局「竹島の領有」 A 5 版84頁(昭和28年8月)

当時の条約局第1課川上健三事務官が各方面の協力を得て執筆したものである。1.「竹島問題の概要」を「島の概観」、「問題の経緯」、「韓国側主張の根拠」の3節にわけ、2.「竹島領有権の根拠」を「立論の要点」、「歴史的背景」、「法的根拠」の3節にわけ、竹島についての古来の史実とその日本領有の見解を解説している。韓国側が于山島と三峯島を竹島とする説についても資料をあげて反論し、また江戸時代以来の日本人や外国人の手になる地図17枚を収めて、島名の混乱の推移を明らかにしている。

(2) 島根県「竹島の研究」 A 5 版56頁(昭和28年11月)

島根県総務広報文書課田村清三郎氏の執筆したもの。竹島に関する多くの歴史的文献を引用して、同島をわが国で経営した推移を明らかにした郷土的な研究書。

なお、島根県教育会編「島根県誌」菊版 692 頁(大正12年)には、第5章に竹島について概述している。

(3) 田川孝三「竹島の歴史的背景の素描」 親和 第7号(昭和29年5月)

東洋文庫田川孝三氏には、竹島をめぐる歴史上の問題点について数篇の研究論文があるが、今までに発表されたものは、この小篇だけである。

(4) 「竹島領有に関する日本政府の見解」

わが国が韓国に対して領有を主張した見解のうち、第1回(昭和28年7月)、第2回(昭和29年.....)

(注) 安竜福の陳述を理解するために、その当時の状況を概述すると、大谷・村川両家の鬱陵島経営は、約80年間平穩につづいていたが、元祿5年(1692年)に、はじめて多数の朝鮮人が鬱陵島に出漁してきた。その翌年元祿6年(1693年)に、依然朝鮮人40余人が家をたてて漁業をしていた。そこで、大谷・村川両家は、幕府から拝領した漁場の不法侵入の証人として、安竜福ほか1人をつれ帰り、これを伯耆藩にとどけた。藩が幕府に指令を仰いだ結果、幕府は安竜福ら2人を朝鮮に送還するとともに、対州藩をして、朝鮮側に鬱陵島への出漁禁止を交渉させた。その交渉は、相当長びき元祿9年(1696年)正月になって江戸幕府は「無用の小島の故をもって好みを隣国に失する、計の得たるにあらず」という方針から鬱陵島渡航禁止を決定して、通告した。安竜福は、その年6月に、鬱陵島・隠岐をへて再度日本にきた。「肅宗実録」の記事は、安竜福がこの2度目の渡日から帰って、朝鮮政府の取調べを受けたときの陳述である。この取調べの結果、朝鮮政府は安竜福を不法出国の犯人として流罪に処した。

年2月)の2回とも、外務省情報文化局からその全文が発表されており、とくに後者は、昭和29年9月25日の情報文化局発表の「竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき、韓国政府に申入れについて」に収められ、外務省情報文化局「海外調査月報」昭和29年11月号に掲載された。

韓国側の見解を示すものとして、つぎの文献がある。

(5) 申奭鎬「独島の来歴」

韓国月刊雑誌「思想界」1960年8月号掲載。申奭鎬氏は、高麗大学校文理科大学教授。1947年8月、韓国山岳会主催の独島学術調査団に参加、外務部外交史料調査委員会委員。本論文中に韓国側の歴史的見解について詳述している。氏は、この論文のほかに、韓国の史学雑誌「史海」創刊号に「独島の所屬について」を発表している。なお、「思想界」1960年8月号には、朱孝敏「独島が日本領になる場合」、朴観淑「独島の国際法上地位」の論文をあわせて掲載している。

(6) 韓国外務部「外務行政の10年」(1959年)

第3章「主要な外交問題の概観」のうち第4節「韓日間の懸案問題解決のための努力」の第2項「対日外交における若干の問題点」に、「独島問題」について、その主張と問題の経緯の要点を記している。

(7) 崔南善「鬱陵島と独島——韓日交渉史の一側面」

「ソウル新聞」1953年8月10日から同年9月7日まで連載。鬱陵島をめぐる日韓交渉史の経緯を述べたものであるが、竹島については韓国政府の見解とは若干異なり、「于山島」を竹島とすることをさけ、「正宗実録」巻40、18年6月の条に記述された「可支島」(「可支」は朝鮮語「カジ」でアシカをいい、アシカのすむ島の意から命名されたとする)であるとし、また、独島の「独」は、朝鮮語「トク」(甕)に由来するとしている。

(8) 「竹島領有に関する韓国政府の見解」

韓国側の領有の見解を示した口上書のうち、第1回(昭和28年9月)、第2回(昭和29年9月)は、その全文を駐日韓国代表部が公表した。両者とも、当時の在日韓国系の新聞・通信にのせられており、後者は、韓国年鑑社「韓国年鑑」(ソウル発行・1955年版)に収められている。前述のように、日本側も第1回、第2回の全文を公表しており、ことに日韓とも第2回目にその見解の全貌を明らかにしているので、これを対比するとき、双方の論旨が明らかになる。

(筆者はアジア局北東アジア課勤務)